

# 議 事 録

令和7年度四万十町農業委員会5月総会

日 時 令和7年5月28日(水)午後2時00分 開議

場 所 四万十町役場 本庁東庁舎 多目的ホール

日 程

- |    |       |                                |
|----|-------|--------------------------------|
| 第1 | 指定第3号 | 会期の決定について                      |
| 第2 | 指定第4号 | 議事録署名委員の指名について                 |
| 第3 | 報告第5号 | 農地法第18条の規定による合意解約通知について        |
| 第4 | 報告第6号 | 農地法第3条の3の規定による届出について           |
| 第5 | 報告第7号 | 非農地証明事務処理報告                    |
| 第6 | 議案第4号 | 農地法第3条の規定による農地等の許可申請の処分決定について  |
| 第7 | 議案第5号 | 四万十町農用地利用集積等促進計画(案)の意見聴取について   |
| 第8 | 議案第6号 | 令和6年度最適化活動の目標及び目標に対する点検・評価について |
| 第9 | その他   |                                |

[出席委員]

- |            |            |           |           |           |
|------------|------------|-----------|-----------|-----------|
| 1. 山部 洋平   | 2. 欠席      | 3. 谷脇 誠郎  | 4. 小野 重明  | 5. 佐竹 孝太  |
| 6. 下元 誠一郎  | 7. 欠席      | 8. 宮崎 恵美子 | 9. 山本 道雄  | 10. 東出 一茂 |
| 11. 小野川 隆彦 | 12. 竹村 加壽子 | 13. 武内 道則 | 14. 吉良 榮  | 15. 中原 英昭 |
| 16. 宮脇 眞弓  | 17. 西川 香代美 | 18. 吉田 健夫 | 19. 太田 祥一 |           |
| 20. 中城 康子  | 21. 岡村 博晶  | 22. 掛水 誠幸 | 23. 西内 一隆 | 24. 市川 絢子 |
| 25. 欠席     | 26. 甲把 雄   | 27. 廣田 智之 | 28. 欠席    | 29. 石田 芳秋 |
| 30. 澤田 憲男  | 31. 武市 敏男  | 32. 山本 誠二 | 33. 欠席    | 34. 平野 直人 |
| 35. 山崎 力   | 36. 上野 渡   | 37. 欠席    | 38. 秋田 公幸 | 39. 梶原 美智 |

[欠席委員]

- |           |          |           |           |            |
|-----------|----------|-----------|-----------|------------|
| 2. 今井 満隆  | 7. 浜田 大彰 | 25. 吉良 寛一 | 28. 大西 博之 | 33. 橋本 健太郎 |
| 37. 佐々木 通 |          |           |           |            |

[事務局]

小嶋 二夫・杉本 孝成・田村 亮・森光 愛・楨尾 拓生・山川 美恵

会長

皆さんこんにちは。大変お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。田んぼの方もだいぶ終わってまいりました。もう後半戦ということになると思います。今年は雨も適度に降り水の管理なんかも比較的スムーズに行ったんじゃないかと思っております。まだ終わられていない方ももう少し頑張ってくださいと思います。

それと今世の中大きく騒がしております備蓄米の件なんですが、備蓄米が放出をすでにされておりますが、なかなか値段が下がっておりません。ここで大臣が変わって、一気に2,000円でいくという形で世の中で報道されております。たくさんの業者が手を挙げて、締め切りもしたという状況までできています。この2,000円という価格が備蓄米古米でございますが今後の消費者にとっていいと思いますが、生産者にとっては米が安く買えるというのはあまりにもこう、それが先走りしてしまうのも心配な部分もあると思います。動向を見つめていきたいと思っております。

それと今日出欠の方をとっておりますが、7月に入りまして4・5日と熊本県和水町に視察研修に行きます。年に1回、2年に1回みたいな感じの視察研修でございます。しっかり研修し、またしっかり親睦を深めてまいりたいと考えておりますのでたくさんの皆さんに参加をしてもらいたいと思っております。九州の方に農業委員会が視察研修行くのは、僕の記憶の限り初めてじゃないかと思っております。そういった形で研修もいたしますので、たくさんの皆さん参加をよろしくお願い申し上げたいと思います。それではただ今より5月総会を始めたいと思います。よろしく申し上げます。

議長

ただ今から、令和7年度四万十町農業委員会5月総会を開会いたします。総会は、四万十町農業委員会会議規則第7条第1項の規定により、会長が議長を務めることになっておりますので、よろしく申し上げます。

それでは、総会の開会にあたり、四万十町農業委員会憲章の朗読を行います。今回の発声は、議席番号20番中城康子委員にお願いします。それではご起立をお願いします。憲章は、添付資料の最後でございます。

20番

～ 四万十町農業委員会憲章の朗読 ～

委員

～ 朗読 ～

議長

本日の会議に、2番今井満隆委員、7番浜田大彰委員、25番吉良寛一委員、28番大西博之委員、33番橋本健太郎委員、37番佐々木通委員から欠席の届けが出ております。

議長

次に、会議成立についてですが、四万十町農業委員会会議規則第9条の規定により農業委員17名、推進委員16名となっており、過半数の委員が出席しておりますので、本日の会議は成立いたします。本日の議事日程については、お手元に配布しているとおりです。それでは議事に移ります。

日程第1、指定第3号「会期の決定について」を議題とします。お諮りします。令和7年度四万十町農業委員会5月総会の会期は、令和7年5月28日の本日1日といたしますが、これにご異議ありませんか。

委員 (「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、本総会の会期は本日1日といたします。

議長 次に、日程第2、指定第4号「議事録署名委員の指名について」を議題とします。四十町農業委員会会議規則第24条第3項の規定により、議事録署名委員を2名指名したいと思います。議長において指名することにご異議ございませんか。

委員 (「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、議事録署名委員に18番吉田健夫委員と24番市川絢子委員を指名いたします。なお、会議書記は事務局職員にお願いします。

議長 日程第3、報告第5号「農地法第18条の規定による合意解約通知について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 報告第5号、「農地法第18条の規定による合意解約通知について」ご説明します。議案書は、3ページからです。件数は窪川地域1件です。借受人・貸出人の氏名・住所については、お手元の議案書のとおりです。

番号1番、土地の所在地、本堂字福田1198番、地目、田、面積1,203㎡、外6筆あり、合計7筆、面積計12,409㎡です。解約事由は、双方合意。合意年月日、引渡年月日ともに令和7年5月7日です。以上です。

議長 報告第5号について事務局の説明が終わりました。これは事務処理報告ですが何かありませんか。特になければ、報告第5号は終わります。

議長 続いて、日程第4、報告第6号「農地法第3条の3の規定による届出について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 報告第6号「農地法第3条の3の規定による届出について」をご説明します。議案書は4ページからです。件数につきましては窪川地域の2件です。なお、相続人の住所・氏名については、議案書のとおりです。

番号1番、土地の所在地、金上野字ヤクチ1434番4、地目、畑、面積485㎡です。届出日、令和7年4月21日、届出事由、相続。あっせんについては、希望しないとなっております。

番号2番、土地の所在地、東川角字丸山乙609番1、地目、田、面積24㎡、外15筆あり、合計16筆、面積計10,755.61㎡です。届出日、令和7年4月24日、届出事由、相続。あっせんについては、希望しないとなっております。説明は以上です。

議長 報告第6号について事務局の説明が終わりました。これは事務処理報告ですが、何かありませんか。特になければ、報告第6号は終わります。

議長 続いて、日程第5、報告第7号「非農地証明事務処理報告」について議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 報告第7号、四万十町非農地証明書発行事務、取扱要領第6項及び四万十町農業委員会事務局規程、第8条第5号の規定により非農地証明書を発行しましたので報告いたします。議案書6ページをご覧ください。今月は窪川地域から1件となっております。

番号1番。添付資料は1ページです。茂串町280番1、地目、牧場、面積489㎡です。申請地は50年以上前より牧場としての利用は無く、現在に至っております。令和7年5月8日、担当委員、職員で現地確認し、「証明基準のウ、やむを得ない事情によって10年以上耕作放棄された土地」と認め、非農地証明を発行しております。

今回の農地は地目が牧場となっております。こういった例があまりありませんので、少しご説明いたします。

「地目牧場」とは、牛や馬、羊や山羊などの家畜を放牧する土地や、牧畜のために使用する建物の敷地及び牧草栽培地などとなっております。

農地法による規制の対象に、農地と同様に採草放牧地という土地も含まれており、農地法第2条第1項により「採草放牧地とは、農地以外の土地で、主として耕作又は養畜の事業のための採草、又は家畜の放牧の目的に供されるものをいう。」と定義されています。

したがって、今回の「地目牧場」は、採草放牧地と同様と判断いたしまして、非農地証明書を発行しております。以上となります。

議長 報告第7号について事務局の説明が終わりました。これは事務処理報告ですが、何かありませんか。特になければ、報告第7号は終わります。

議長 続いて、日程第6、議案第4号「農地法第3条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」を議題とします。議案第4号、番号8番は議席番号5番佐竹孝太委員が、四万十町農業委員会会議規則第20条の議事参与の制限に抵触しますので、先に番号1番から7番の審議、採決を行い、その後に5番佐竹孝太委員に退席していただき番号8番の審議、採決を行います。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号「農地法第3条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」をご説明します。議案書は7ページからです。申請地の位置は添付資料の3ページからになります。件数につきましては窪川地域の3件、西部地域の5件、計8件です。譲受人・譲渡人の住所・氏名については議案書のとおりです。

番号1番、土地の所在地、米奥字岡屋敷338番、地目、畑、面積204㎡です。権利事由は所有権移転の売買。譲渡理由は本人希望、譲受理由は相手方の要望です。申請地では、生姜、里芋、シソを栽培する計画となっております。

番号2番、土地の所在地、黒石字外屋敷1521番、地目、田、面積919㎡、外1筆あり、合計2筆、面積、計2,591㎡です。権利事由は所有権移転の贈与になります。譲渡理由は本人希望、譲受理由は相手方の要望です。申請地では、水稻を栽培する計画となっております。番号1番と2番の説明は以上です。

続きまして西部地域です。

番号3、土地の所在地、古城字久保田204番1、地目、畑、面積2,476㎡です。外5筆あり計6筆、面積は計5,169㎡です。権利事由は、使用貸借権の設定になります。貸出理由は、相手方の要望、借受理由は、本人希望です。契約期間は令和7年7月1日から令和17年6月30日までの10年間。申請地では、水稻、ユズ、野菜を栽培する計画です。

番号4、土地の所在地、戸川字ドイノヲキ200番1、地目、畑、面積183㎡です。権利事由は、所有権移転の贈与になります。譲渡理由は、相手方の希望、譲受理由は、本人要望です。申請地では、お茶を栽培する計画です。

番号5、土地の所在地、打井川字扇子ダバ783番、現況地目、田、面積254㎡です。外27筆あり計28筆、面積は計10,898㎡です。権利事由は、所有権移転の贈与になります。譲渡理由は、本人希望、譲受理由は、相手方の要望です。申請地では、水稻、野菜、果樹を栽培する計画です。

番号6、土地の所在地、大井川字駄場780番1、地目、畑、面積708㎡です。権利事由は、所有権移転の贈与になります。譲渡理由は、本人希望、譲受理由は、相手方の要望です。申請地では、野菜や果樹を栽培する計画です。

番号7、土地の所在地、大井川字砂田1530番2、地目、田、面積869㎡、外1筆あり計2筆、面積は1,865㎡です。権利事由は、所有権移転の売買になります。譲渡理由は、相手方の要望、譲受理由は、本人希望です。申請地では、水稻を栽培する計画です。

以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。説明は以上です。

議長 議案第4号、番号1番から番号7番について事務局の説明が終わりました。担当委員の補足説明をお願いします。番号1番について。6番下元誠一郎委員。

6番 番号1番については、譲渡人には電話にてそれから譲受人には現地にて5月27日に両者から確認を致しました。現況は畑であることを確認し、譲受人は年間150日以上、農作業に従事することを確認しております。それと、取得する農地の周辺農地には営農場悪影響を与えないことも確認しております。所有権移転ですが、譲渡人が譲受人にこの畑を作ってみんかよ、と言ったことがきっかけで、じゃあ売買でも構わないよということになり、売買が成立したとのことでした。周辺農地もこの人の畑だけですので、問題はないと思われれます。以上です。

議長 続きまして、番号2番について。30番澤田憲男委員。

30番 番号2番につき譲渡人の方は電話で連絡取り、譲受人の方は現地の方で立会い確認を取ってきました。現況は田と確認しています。譲渡人は高知市で生活をしており、四万十町に今後帰り生活や土地の管理ということは考えてないという話を伺いました。贈与については、本人希望があり、管理をしている譲受人に以前より相談をしておったということで、快く受け入れていただいたということでした。贈与圃場は水稻栽培をということで確認をしており、農作業は年間180日以上従事をしております。取得する農地へ

の営農上悪影響を与えないということで確認をとっております。確認の結果番号2番につきましては、所有権移転は特に問題はないと判断します。以上です。

議長 続きます、番号3番、4番一括でお願いします。14番吉良榮委員。

14番 3番についてご説明します。26日借受人に27日に貸出人から聞き取り調査を行いました。現況は田、畑であります。畑はゆず畑であります、借受人ですが、認定農業者ではありませんが、農地を効率的に利用しております。退職後、再雇用として働きながら出勤前や帰宅後農業に従事しております。年間150日以上農作業に従事することも確認しております。

貸借する土地周辺の農地には、これまでと同じものを栽培するために営農上悪影響を与えないことを確認しております。貸出人は高齢のため、今後継続して耕作することも困難な状況のために甥っ子との間で貸借に至ったとのこととあります。借受人は地域の担い手であり妻も退職後を農業に専念しており意欲ある農家であります。今後も水稻、柚子を耕作していくとのこととあります。

続いて4番について、23日に譲受人と現地、25日に譲渡人と電話より聞き取り調査を行いました。現況は畑であります。茶畑です。町道と町道に挟まれて面積がここへ載っているほどあるとは感じません。ちょうど急勾配のところの間にありますので、わずかしら感じられません。

また、譲受人は農地を効率的に利用しております。工務店に勤めながら一生懸命農業をやっております。年間150日以上農作業に従事することも確認しております。取得する農地ですが、今のままの状態譲り受けをするので周辺農地には営農上悪影響を与えません。譲受人は地域の担い手でもあり意欲のある農家です。聞き取り調査を行った時も、夫婦で田植えの後片付けをしておりました。今後も水稻等を耕作していくとのこととあります。

譲渡人ですが、家行っても不在で、電話をしても留守電につながるの、メッセージは入れておきましたが、何回かけても電話では同じ繰り返しでした。25日の朝9時頃電話がかかってきまして話をいたしました。この地域には農業機械組合というのがありまして、あまり農地が広くないので譲渡人ですが、全ての農地をこの組合に管理をお願いしておりました。特に譲渡人が近い親戚になることから指名をして管理を頼んでいたようです。親戚の組合員から分けてくれ分けてくれという話がありましたのでこのたび譲渡をすることになったようです。3番、4番は確認の結果、問題ないと判断いたしました。

議長 続きます、番号5番について。38番秋田公幸委員。

38番 5番について説明をします。この案件は親子間の贈与による所有権移転でございます。先月4月22日に譲受人である息子さんから直接話を聞いておりました。その後、両親にも何回は会ったので話を聞いてきました。高齢になって体力的に弱ってきたことと健康面に不安を覚えてきたから今のうちに整理をしておこうと思い立ったとのこととあります。

25日の夜にだいたい現況は把握しているんですが、どれがどの田んぼかどの畑かということが分からないので農地地図を引っ張り出して全部拾い出して、その上で26日に現地確認もしてきました。東谷804-1、小森812というのがありますがこれは田んぼですが梅や栗などが植わっております。中谷1641-24と1641-35は柿等が植わっていました。渡り上り778-1、778-3、780-1は栗です。780-2は畑となっていますが昔から水田として耕作しております、今年も白かきをされている状態でした。

その他の農地については、それぞれ水田、畑として綺麗に耕作をされております。周囲には他の人の農地もありますが、ほとんどが耕作放棄地であります。相当荒れ果てております。そのような中で、この方の農地についてはいずれもきれいに草刈等もされてきちんと管理をされています。お父さんは88歳という高齢ではありますが、動ける間はまだ草刈りもすると言われております。息子さんは町外に住んでいますが、休日や時には仕事を休んで実家に帰っては両親と一緒に稲作したり農地の管理等しております。今後も続けると言っておりました。親子間の贈与ということでもあり全く問題がないものと思います。

議長 続きます、番号6番と7番一括で。34番平野直人委員。

34番 番号6番について5月26日に譲渡人譲受人両者から確認しました。現況は畑であることを確認しております。譲受人は農地を効率的に利用していることも確認しております。譲受人はこれから150日以上農作業をやるということです。周辺の農地に悪影響を与えないことも確認しております。所有権移転に至ったのは、譲渡人は高齢で農業ができないため所有権を移転したということです。なお贈与になっているのは譲渡人が叔母で譲受人が姪の関係だからです。

番号7番について5月25日に譲渡人、そして5月27日に譲受人に電話で聞きました。現況は田んぼであることを確認しております。譲受人は農地を効率的に利用していることも確認しています。譲受人は、年間150日以上農作業をやっていることを確認しております。譲渡人は高齢で農業ができなくなったため、売買に至ったということです。以上です。

議長 議案第4号、番号1番から番号7番について質疑を許します。質疑はありませんか。22番掛水誠幸委員。

22番 1番の件ですが、今の議案とは関係ないのですが周りに四万十町のいっぱい畑があるのですがこれってなんでしたか。

6番 自分が見た状態では、2、3年前まで生姜を植えていたような記憶があります。現在は草が生えておりますが、はっきりは言わなかったけど2年後には国調がこの地区であるそうです。ほんでその時になんかするようなことを聞いたんですが。誰も管理してないような状態です。

議長 事務局。

事務局　　すみません補足で、四万十町の農地になっているっていうところ、経緯は自分も分からないんですけど、現在は地元の方に町の方から貸し出しをされているとのこと。

24 番　　地元ですので、昔そこら辺り小学校のあたりは営林署が管理し苗畑がありましたのでその関係だと思えます。ここで生姜を作ったというのも知っていますが、個人的に借りてやってたと思えます。

議長　　他に何かないでしょうか。

(「なし」の声あり)

議長　　質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長　　異議なしと認め、質疑を終結し採決します。議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について」番号1番から番号7番について原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長　　挙手全員であります。よって、議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について」番号1番から番号7番については、原案のとおり可決されました。

議長　　続いて、番号8番の審議を行いますので5番佐竹孝太委員は退席をお願いします。事務局の説明を求めます。

事務局　　番号8番について説明いたします。議案書は10ページです。申請地の位置は添付資料の12ページになります。

番号8番、土地の所在地、七里字下神田乙207番7、地目、田、面積77㎡、外1筆あり、合計2筆、面積、計209㎡です。権利事由は所有権移転の売買になります。譲渡理由は、本人希望、譲受理由は相手方の要望です。申請地では、生姜を栽培する計画となっています。

以上、この議案につきましては農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。説明は以上です。

議長　　議案第4号、番号8番について事務局の説明が終わりました。担当委員の補足説明をお願いします。26番甲把雄委員。

26 番　　番号8番について、譲渡人からは電話で譲受人からは直接話を聞いて確認しました。現況は農業用倉庫と畑での使用を確認しています。譲受人は農地を効率的に利用し、年間150日以上農作業に従事していることを確認しています。取得する農地の周辺農地には営農上悪影響を与えないことを確認しています。

譲渡人の方の話では使用頻度も減ってきていて、管理するのが大変になってきたため売却になったとの話をされていました。以上の確認の結果、番号8の所有権移転は問題ないと判断しました。

議長 議案第4号、番号8番について質疑を許します。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について」番号8番を原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。よって、議案第4号、「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について」番号8番は、原案のとおり可決されました。5番、佐竹孝太委員の除斥をとき着席していただきます。佐竹孝太委員、番号8番は原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第7、議案第5号「四万十町農用地利用集積等促進計画(案)の意見聴取について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第5号「四万十町農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について」を説明します。議案書は11ページです。添付資料は13ページからご覧ください。

別紙のとおり、四万十町農用地利用集積等促進計画(案)について、農地中間管理事業の推進に関する法律第十九条第3項の規定により、四万十町長から諮問がありましたので、ご審議ご決定をお願いいたします。件数につきましては窪川地域の1件です。受け人の氏名・住所についてはお手元の議案書のとおりです。

番号1番、土地の所在地、口神ノ川字壺町切1696番、地目、田、面積、2,179㎡です。設定は新規になります。期間は令和7年6月13日から令和17年6月12日の10年です。作物は、ハウスでニラを栽培する計画です。権利の種類は賃貸借権の設定です。説明は以上になります。

議長 議案第5号について事務局の説明が終わりました。担当委員の補足説明をお願いします。3番谷脇誠郎委員。

3番 5月25日に地主側の方と会って話を聞いてまいりました。この方84歳ということで高齢なわけですがけれども、十数年前までは自分で2つのハウスでニラ栽培をしておりました。体調も崩し高齢になったこともありまして、それぞれのハウスを貸しているとい

う状況です。今回新規ということです。

5月26日に借受人になる方と面談をいたしました。認定農業者ではありませんけれども地域の担い手の方です。農業に150日以上従事していること、また周辺農地に悪影響を与えないことの確認をとっております。以上、特に問題ないと判断をいたしました。以上です。

議長 議案第5号について質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。議案第5号「四万十町農用地利用集積等促進計画(案)の意見聴取について」原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。よって、議案第5号「四万十町農用地利用集積等促進計画(案)の意見聴取について」は、原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第8、議案第6号「令和6年度最適化活動の目標及び目標に対する点検・評価について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第6号、令和6年度最適化活動の目標及び目標に対する点検・評価についてご説明します。議案書は13ページからです。

これは、令和6年度に目標を設定しました最適化活動の目標に対する実績(成果)を、各委員さんから先月出していただいた自己評価等を踏まえて、農業委員会が点検・評価するものです。評価にあたっては、詳しくは説明しませんが、農林水産省からの通知文書に示されておりまして、それに基づき評価したものとなります。内容についてご説明します。

大きく3つの項目に分かれております。上の段の1最適化活動の成果目標、下の段の2最適化活動の活動目標、3点検・評価結果となっております。順番に見ていきますが、1最適化活動の成果目標について、これも3つの項目に分かれております。(1)農地の集積、(2)遊休農地の解消等、(3)新規参入の促進です。まず(1)の農地の集積ですが、前年度末(R5年度末になりますが)の集積率49.8%に対して、目標集積率が50.8%でございました。それに対する今年度末(R6年度末)の実績ですが、農地面積2,450haに対して1207.0haの集積面積で、49.3%の集積率でございました。

次に、(2)遊休農地の解消等についてです。緑区分解消面積の目標と実績について、それぞれ記載しております。次に、黄区分解消工程表策定については、黄区分の面積が0のため策定していません。新規発生解消面積についても、目標と実績それぞれ記載し

ております。(3)新規参入の促進ですが、これは農地の所有者等から新規参入者へ貸付の同意を得て公表した面積を記載することとなっておりますが、該当が無いため実績は0です。ただし、新規参加者が取得した農地面積は6.8haの実績となっております。

次に、下の段、2最適化活動の活動目標についてです。最適化活動を行う農業委員の人数19人、推進員の人数20人です。(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標、月当たり6日に対して実績が4.15日(昨年度は4.77日、一昨年度は5.17日)でした。

(2)活動強化月間は3月設定していましたが、予定通り3月実施しましたので、目標、実績共に3回です。(3)新規参入相談会への参加は、太田会長や掛水委員に参加いただきまして、目標3回に対して、実績は3回となっております。

最後に、3点検・評価結果についてです。これについても、評語(批評の言葉。また、評価した成績を示す語。)の決定方法などについては、農林水産省経営局農地政策課長通知の別表に基づき当てはめたものとなります。

農業委員会としての点検・評価結果の評語は、「目標に対して期待を上回る結果が得られた」となります。推進委員等の点検・評価結果についても、同様に表に当てはめた点数をもとに評語を決定しております。「目標に対し期待を上回る結果が得られた」方が1人、「目標に対して期待どおりの結果が得られた」方が8人、「目標に対して期待を(やや)下回る結果となった」方が30人となっております。

以上内容の説明となりますが、今回決定いただきましたら、県、市町村長及び農業会議に通知し、6月末までに町HP等で公表することになっております。説明は以上です。

議長 議案第6号について事務局の説明が終わりました。

議長 議案第6号について質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。議案第6号「令和6年度最適化活動の目標及び目標に対する点検・評価について」原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。よって、議案第6号「令和6年度最適化活動の目標及び目標及び目標に対する点検・評価について」は、原案のとおり可決されました。

なお、軽微な変更や修正がある場合は、事務局と会長の協議で行うものと思っております。ご異議ございませんか。

委員 (「異議無し」の声あり)

議長 異議が無いようですので、そのように決定いたします。

議長 続いて、日程第 10、その他の件について議題とします。  
事務局何かありませんか。

事務局 今年も 11 月、日にちはまだ決まってないんですけども西部地区産業祭がありまして、今まで委員さんやっていた方がいい方だったら、もうこれだけで分かるかもしれないですけども、ジャンボカボチャを農業委員会が毎年展示をしております、その栽培のご協力を今年もお願いしたいと思っております。苗が役場に 6 月の第 2 週 9 日ぐらいに届くとお伺いしておりますので、届き次第、皆さんのお家にお配りさせていただきますので、ぜひぜひ栽培のご協力をお願いします。参加賞等もあり、例年 11 月にありますので 1 週間前から 2 週間前ぐらいに育ててもらったカボチャは回収に回りますので、またその時にご連絡をしたいと思っております。よろしくをお願いします。

議長 他に事務局。

事務局 この両面のチラシが机の上に配られていたかと思うんですけど、農林水産省の方から今後の地域計画の実現や見直しに向けた取り組みに活かしていくために、この調査を実施することになったのでご協力よろしくをお願いします、ときております。QR コードの読み取りしかない調査ですが、読み取れる方はぜひ回答よろしくをお願いします。6 月 13 日の金曜日までとなっていますので、お早めをお願いします。以上です。

議長 それでは事務局の方はありませんので、委員の皆さん何かありませんか。  
22 番掛水誠幸委員。

22 番 すいません度々、前回の役員会の中でも会長の方から報告をしてくださいよって言われていましたので報告させていただきます。何の報告かというと前回の総会の時にも言いましたように、石膏資材を使って泥の四万十川への流出を防ぐことを四万十町は 3 年ぐらい前から試験的にやっています。その一つを 4 月 28 日の月曜日に雨の日でしたが私の圃場で実施させていただきました。見てくれた方もおるかもわかりませんが、委員さんの中では廣田智之委員さんが、来ていただいております。

取材に来たのは、テレビ高知、ケーブルテレビ、高知新聞、日本農業新聞でしてテレビ高知は、28 日の夕方 6 時過ぎからの番組の中で取り上げていただきました。ケーブルテレビの方は多分 1 週間流れましたので、皆さん見ている方は見いただいているのかなど。高知新聞は、28 日の取材で 30 日の高知新聞に出ちよったと思います。

それから日本農業新聞が高知新聞と同じ日出ていたと思います。実証実験の結果からいくと確かに沈殿が早いので、泥の流出防止にはつながると思います。入れたら石膏資材が反当あたりで 1 万ぐらいかかりますのでその時、取材に来てこられた方に話した中では、今でさえ米って米農家は時給 100 円をきった時給で働いていますので、そういう 1 万円を超えるような資材は、行政かなんかの支援がないと使う方はおりませんよっていう話もさせていただきました。当然石膏資材するには動噴で飛ばさんといけませんので、動噴自体が元の重さが自分と、20 キロ入るやつを持っていますので、元の重さ自体がエンジン含めて 15 kg ぐらいありますのでそれへ 20 kg 満タン入ると 35 kg ぐら

いになりますので、もう自分らの年齢で言うとうようかるう状態です。

ですから、私らより高齢になるとですね。多分2回ぐらいに分けて振らんといきませんでそういう時間も含めてなかなか難しいんじゃないでしょうかねという話をさせていただきました。雨の中でしたので、当然動噴の中に水が入ると固まりますので、テントを4人で広げてそれで動噴の中へ、資材を入れて飛ばしたことでございました。

議長 3番谷脇誠郎委員。

3番 すいませんすぐ済みます。早口で喋ります。今回の案件でニラのハウスを借った38歳の若い人僕もニラ作ってまして、雑談の中で若いき新しいレンタルハウスでハウスを建ててやらんかよという話をしたんですけど、今なかなかレンタルハウスが高いと、それからニラでは審査の段階で収益性が低いので審査がおりんという話を聞きまして農協の担当に聞いてみました。

ここ何年か前まではレンタルハウス事業で、四万十町に新しいハウスが2つから3つずっと建っていたようですがこのところずっと資材が高くなってここ数年0だそうです。あつてないような事業になっちゅうと。20年前で2反で新しいハウスを建て、それから暖房機それから台風が来ますので、強化材を入れてほしい1,000万で出来たそうです。それから補助金がありますので半額の500万、500万を10年で毎年50万ずつ払って、10年で支払いが終わるといふようなパターンやってみたいですけど、今年メーカーに見積もりを取ったらですね2反でなんちゃあつけんと、5,500万だそうです。それで暖房機をつけて6,000万近くになると。

見積価格ですので入札をしたら1割ぐらい安くなるのかなということで、それでも2反のハウス作るやったら5,500万ぐらいは必ずいるということで。それ聞いたらですね、誰っちゃあそれ使う人はおらんと思いますんであつてないようなその事業ですのでやっぱり。値上がりしちゅうき仕方がないかも分かりませんが、なんか対策を打ってかんとですね、今あるハウスの資材はいずれ使えんになりますので、やっぱり補助金の関係もありますし。国がやってるわけですので、なかなか国の方までは届かないかもしれませんが、小さい声かもしれませんがですね、これは何ともならんというような声をですね、また挙げていっていただきたいと感じました。以上です。

議長 藤ノ川ファーマーズ、私法人作ってやっておりますが、そこで研修した方が八千数地区で、古いハウスリノベーションと言いますか、結構ボロボロでこんなハウス直して使えるかなってぐらいのボロボロでしたが新規就農ということもありまして、半額補助があるということで、約1反5畝ぐらいの上がったら折れそうな感じのところもだいぶありましたが、それを直して今年からピーマンを作っております。

まだ収穫はできてないと思いますが、そんな感じで新規は谷脇さんが言われたようになかなか難しいですが、中古を新しくこうリノベーションするとか、そのまま使える部分は借りて使うとか、そういった部分で高すぎる新規のハウスをなんとかこう、安くなるとか補助金もらいながらという形でやるというのも一つの方法だと思いますので、新規じゃないと半分出んとか言うのが、新規就農じゃなくても補助率が高いようなことを町の方に呼びかけていけたらなと思っています。

議長 何かありませんか。9番山本道雄委員。

9番 その谷脇さんの5号議案これ出し手がその年齢も年齢やと思うんですけど譲るとい  
うような売り渡すというかそんな方法はできなんでしょうか。

3番 どうでしょう、そこまで考えてなかった。建てるよりは借りてやった方が。

9番 後継者がおらんかったらいくらかで買えたら。

議長 今言ったような、どこどこにハウスがあるよとか、ハウスを売りたい人もおるよとか、  
貸したい人がおるよとかいうようなことがありましたら、この農業委員会の方でも情報  
をとということで、この会の後でも言っていただいたら、ハウスを貸したいとかがあれば、  
今出ていますよ、とかいうことで、みんなで共有できると思いますので、そういったの  
もその他の件で機械がありますよとかそういった部分も含めて言っていただいたら皆  
さんで共有しながら、繋いでいけるということもありますので、議員の皆さんともそう  
いう話も出ていましたので、まずみんなで情報共有をするということも大事だと思います  
ので、その他の件で何かありましたら情報お願いしたいと思います。

22番 去年の新規就農者の相談会の中に出てきていまして、多分その方は移築されたと思う  
んですが、今年私の地元でもですね、ハウスをなかなか新規では今言ったように5,000  
万とか6,000万とかかかる時代ですので古いやつを移築していきたいと言った方が  
おられるんですが、なかなかそれも補助金の具合を考えると、今なかなか難しいレベル  
になっているそうですので、新規が建れんやったらですね、やっぱり国、町、県あたり  
に言うて移築する補助金をですね、もうちょっと上げるとかいう方法も今後せんといか  
んのかなと思っていますので、皆さんよろしくお願いします。

議長 何か他にありませんか。

議長 なければ、その他の件については終了いたします。これで、本総会に付議されました  
案件は、すべて終了いたしました。

以上をもちまして、令和7年度 四万十町農業委員会5月総会を閉会いたします。  
礼。ありがとうございました。

閉会 午後3時35分

この議事録は四万十町農業委員会職員が記録したものであり、内容は正確であることを認める。

令和7年 月 日

会 長

---

署名委員 18 番

---

署名委員 24 番

---